

郵便物等の土曜日配達の休止及び 送達日数の繰下げの実施状況

2022年6月27日
日本郵便株式会社

1 郵便サービスの見直しに関する経緯	
郵便サービスの見直しの背景	・・・ 2
郵便サービスの見直しの要望内容、情報通信審議会、国会審議	・・・ 3
2 郵便サービスの見直しの内容及び実施状況等	
郵便サービスの見直しの内容及び実施状況	・・・ 4
郵便サービスの見直しによるオペレーションの変化	
土曜日配達の休止によるオペレーションの変化	・・・ 5
送達日数の繰下げによるオペレーションの変化	・・・ 6
土曜日配達の休止及び送達日数の繰下げによる配達曜日の変更	・・・ 7
3 郵便サービスの見直しの効果	
要員の再配置・働き方改革	・・・ 8
4 郵便区内特別郵便物の差出局の追加	・・・ 9
5 郵便サービスの見直しに対するお客さまの声	・・・ 10
参考 郵便ネットワークのイメージ	・・・ 11

＜郵便サービスの見直しの背景＞

2018年に郵便サービスの見直しを要望した当時の背景は、次のとおり。

郵便に求められるニーズの変化

- 郵便物は年々減少傾向にあり、今後も減少傾向が継続すると想定。
- 昨今の通信手段の多様化により、郵便を取り巻く環境が変化し、郵便に求められているニーズは、現物を送る価値があるものを送付するなどの「現物性」や、挨拶や気持ちを伝えるなどの「儀礼性」の要素へ移行。

労働環境の改善の必要性

- 郵便事業は、週末や深夜の労働に依存している労働環境であり、また、必要な労働力が確保できない状況が続いていたこと及び労働力確保難に伴う長時間労働が課題。
- 働き方改革への対応が求められている中、郵便事業の労働環境の改善が喫緊の課題。

荷物の取扱量増加への対応の必要性

- 郵便物が減少傾向である一方で、荷物の取扱量は増加傾向にあることから、郵便業務に従事する要員を荷物の業務へ再配置をすることが必要。

1 郵便サービスの見直しに関する経緯

＜郵便サービスの見直しの要望内容＞

- 2018年11月16日、情報通信審議会（郵政政策部会 郵便局活性化委員会）において、当社から次のとおり郵便サービスの見直しを要望。

No.	項目	内容
1	配達頻度の緩和 （土曜日配達の休止）	週休2日制の定着や働き方改革を進めている社会状況を踏まえ、普通扱いの郵便物の配達頻度（週6日以上）を週5日以上に見直し。
2	送達日数の緩和 （送達日数の繰下げ）	電子メール等の普及や働き方改革を進めている社会状況を踏まえ、深夜労働の軽減を図るため、普通扱いの郵便物の送達日数制限（差し出された日から原則3日以内）を見直し、送達日数を1日繰下げ。
3	「一の事業所においてその引受け及び配達を行う郵便物の料金」のみとされている全国均一料金制の例外の緩和 （郵便区内特別郵便物 ^(※) の差出局の追加）	一般の配達局で行っている郵便物の区分作業について、郵便物を地域別・配達局別に区分するハブ局（地域区分局）への集約を進めていることを踏まえ、全国均一料金制の例外を見直し、配達側の地域区分局にも郵便区内特別郵便物の差出しが可能となるよう見直し。

（※）2018年に郵便サービスの見直しを要望した当時の郵便区内特別郵便物とは、

一の事業所においてその引受け及び配達を行う郵便物であって、所定の条件を満たすことにより、割安な料金を適用するもの。

＜情報通信審議会＞

- 当社及び関係者へのヒアリングを経て、論点整理案及び答申案に係る2回の意見公募を実施。
- 2019年9月10日、当社が要望した郵便サービスの見直しを認める内容で、総務大臣に対し答申。

＜国会審議＞

- 2020年10月30日、政府において郵便法の改正案（郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案）を閣議決定し、同日、第203回国会（臨時会）に提出。
- 2020年11月27日に成立し、同年12月4日に公布。2021年5月1日に施行。

2 郵便サービスの見直しの内容及び実施状況等

<郵便サービスの見直しの内容及び実施状況>

➤ 以下の項目を実施済み。

No.	項目	内容	実施時期
1	土曜日配達の休止	・普通扱いとする郵便物及びゆうメールについて、土曜日の配達を休止	2021年10月
2	送達日数の繰下げ	・普通扱いとする郵便物及びゆうメールの送達日数を繰り下げ、翌日配達を廃止	2022年1月及び2月 ※松戸南局の集配エリア宛は、 2023年2月予定の新局の開局に合わせて実施予定
3	郵便区内特別郵便物の差出局の追加	・郵便区内特別郵便物の差出局について、配達局に加えて配達側の地域区分局を追加	2021年10月及び 2022年4月
4	速達料金の引下げ	・速達料金を290円から260円に引下げ	2021年10月
5	配達日指定料金区分の変更	・土曜日配達の休止に伴い、土曜日の配達日指定料金（32円）を日曜日・休日と同じ料金（210円）に変更	
6	日刊紙の当日配達	・従来、便宜的に引受当日に配達していた日刊紙在中郵便物は、当日配達を継続 ・土曜日は、特約ゆうメールとして当日配達を継続	
7	選挙運動用通常葉書の取扱い	・選挙葉書の優先処理を継続 ・土曜日配達の休止の対象ではあるが、投票日直前の土曜日は配達	

2 郵便サービスの見直しの内容及び実施状況等

<郵便サービスの見直しによるオペレーションの変化>

土曜日配達の休止によるオペレーションの変化

- 普通扱いとする郵便物及びゆうメールの土曜日の配達を休止。

	配達日時	火～金曜日																							土曜日																							日曜日																							月曜日																						
		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23																				
2021年 9月まで	集配局	配達																							配達																																														配達																						



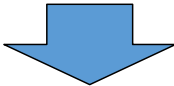
	配達日時	火～金曜日																							土曜日																							日曜日																							月曜日																						
		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23																				
現行 土日配達 休止	集配局	配達																							配達休止																																														配達																						

＜郵便サービスの見直しによるオペレーションの変化＞

送達日数の繰下げによるオペレーションの変化

- 普通扱いとする郵便物及びゆうメールの送達日数を繰り下げ、翌日配達を廃止。
(深夜帯の作業を昼間帯に移行)

	送達日数	引受当日							翌日																								翌々日															
		17	18	19	20	21	22	23	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
2021年 9月まで 17時締切 翌日配達	地域区分局	輸送	差立	輸送			区分				輸送																																					
	集配局			差立								輸送	配達 準備	配達																																		



	送達日数	引受当日							翌日																								翌々日															
		17	18	19	20	21	22	23	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
現行 17時締切 翌々日 配達	地域区分局	輸送	差立	輸送																					区分							輸送																
	集配局			差立																													輸送						配達 準備	配達								

2 郵便サービスの見直しの内容及び実施状況等

<郵便サービスの見直しによるオペレーションの変化>

土曜日配達の休止及び送達日数の繰下げによる配達曜日の変更

➤ 次のとおり配達曜日が変更。

○従来の翌日配達地域の場合

引受日	配達曜日		
	2021年 9月まで		現在
月曜日	火曜日		水曜日
火曜日	水曜日		木曜日
水曜日	木曜日		金曜日
木曜日	金曜日		月曜日
金曜日	土曜日		月曜日
土曜日	月曜日		火曜日
日曜日	月曜日		火曜日

※おおむね17時までの差出し

○従来の翌々日配達地域の場合

引受日	配達曜日		
	2021年 9月まで		現在
月曜日	水曜日		木曜日
火曜日	木曜日		金曜日
水曜日	金曜日		月曜日
木曜日	土曜日		月曜日
金曜日	月曜日		火曜日
土曜日	月曜日		火曜日
日曜日	火曜日		水曜日

※おおむね17時までの差出し

<要員の再配置・働き方改革>

土曜日配達の休止及び送達日数に繰下げにより、週末や深夜労働に依存する労働環境の改善及び働き方改革に貢献。

土曜日配達の休止による効果

- 土曜日配達の休止により、従来、土曜日の郵便物等の配達に従事していた担当者約55,000人のうち、約35,000人を他の曜日や荷物の業務等に再配置。

項目	人数
土曜日に出勤する配達担当者数	約55,000人
再配置人数	約35,000人

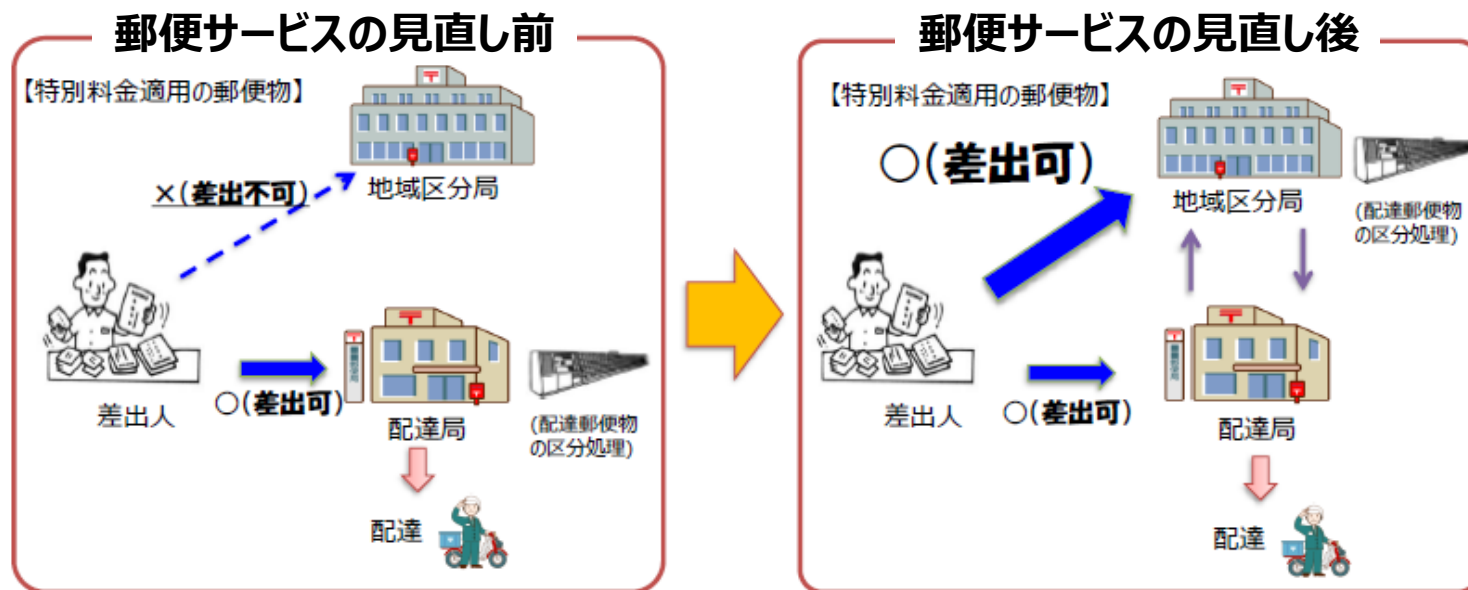
送達日数の繰下げによる効果

- 送達日数の繰下げにより、従来、深夜帯の郵便区分等に従事していた担当者約7,700人のうち、約2,000人を昼間帯に、約100人を深夜帯の荷物担務に再配置。

項目	人数
深夜帯の郵便区分等の担当者数	約7,700人
再配置人数	約2,100人

4 郵便区内特別郵便物の差出局の追加

- 一の郵便局において引き受け、その郵便局が配達する郵便物で、割安な料金を適用する「郵便区内特別郵便物」(*)を差し出すことができる郵便局に、今回の郵便サービスの見直しにより当該郵便物を配達する郵便局のエリアを受け持つハブ局（地域区分局）を追加。
- 複数の配達局に差し出していたお客さまが、地域区分局1局にまとめて差し出すことができるようになることから、お客さまの差出利便性の向上や差出コストの削減を図ることが可能となるもの。
- 配達郵便物の区分については、地域区分局における集中処理を進めており、配達側の地域区分局に差し出していただくことにより、配達局から地域区分局への輸送が不要となることから、当社の業務の効率化にも寄与。



(※) 郵便サービスの見直し後の郵便区内特別郵便物とは、

- ・ 同一の郵便区内のみにおいてその引受け及び配達を行うもの
- ・ 地域区分局間の運送を要しないものであって、地域区分局が指定する郵便区に宛てて差し出されたものであって、所定の条件を満たすことにより、割安な料金を適用するもの。

5 郵便サービスの見直しに対するお客さまの声

- 2021年4月1日の郵便サービスの見直しの内容の報道発表以降、チラシの全戸配布や新聞広告等により、丁寧な周知を実施。
- 2020年の郵便法改正法案(11月27日成立)に関する報道以降、2022年6月8日までにおいて、当社で受付けた郵便サービスの見直しに係るお問い合わせは約1,100件、そのうち見直しの内容(実施時期、実施内容等)に関するものが約950件(約9割)で、残りの1割は意見要望に関するもの。
- 新聞広告(2021年9月)や送達日数の繰下げ予定日の報道発表(2021年10月)を受けて、見直しの内容に関するお問い合わせ件数は増加したが、その後は減少傾向。

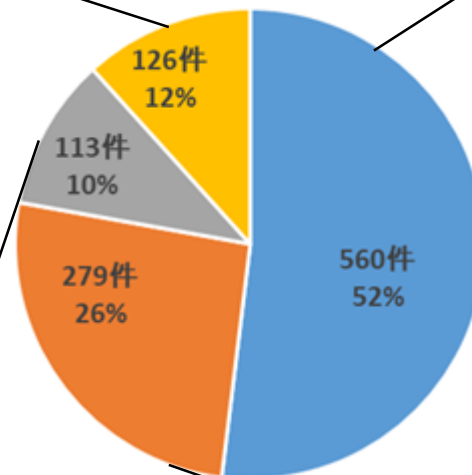
[お客様サービス相談センター受付件数の内訳]

(その他：意見要望等)

- ・土曜日の配達を継続してほしい
- ・送達日数を維持してほしい
- ・サービスの低下だ
- ・土曜日の配達を中止するなら窓口局を土日も営業するようにしてほしい、窓口局にゆうゆう窓口を開設してほしい
- ・土曜日ではなく週の中日を中止したらどうか

(見直しのお問い合わせ③：実施時期)

- ・いつから実施するのか



(見直しのお問い合わせ①：実施内容)

- ・土曜日の配達はなくなるのか、なぜやめるのか
- ・土曜日(日曜日)の取集はなくなるのか
- ・速達料金は値下げするのか
- ・私書箱宛てや郵便局留は土曜日に受け取れるのか
- ・土曜日の配達日指定郵便の料金は休日料金になるのか
- ・翌日配達の見直しとはどういうことか
- ・見直し後の配達予定日を知りたい

(見直しのお問い合わせ②：見直しの対象)

- ・ゆうパック、ゆうパケット等も土曜日配達の休止の対象か
- ・年末年始の配達はどうか
- ・選挙郵便の配達はどうか
- ・土日祝日に配達してもらえるサービスはあるか

(参考) 郵便ネットワークのイメージ

郵便のオペレーションは、郵便物の引受けから配達までであり、それらの作業を行う拠点として、

①取集・配達をする集配局、②他局向けに郵便物を中継する機能を持つ地域区分局、③窓口で営業を行う郵便局（窓口局）があり、郵便物の仕分けは、主に集配局及び地域区分局で行っているもの。

